

該当する□にチェック入れてください。

陳述書 (買受申出人 (法人) 代表者用)			
兵庫県公安委員会 殿			
売却区分番号			
陳述	<input type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	<input type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	<input type="checkbox"/> (該当する者 [※注意書9参照] いる場合にのみ□にチェックし、別紙を添付する。該当する者がいない場合に□にチェックしない。)		
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日) 年 月 日			
買受人出人 (法人)	代表者	法人の所在地	〒 ー
		法人の名称	
		代表者氏名	
		電話番号	() ー
		役員	別紙1「買受申出人 (法人) の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください。(鉛筆書き不可)。
- 2 売却区分番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。売却区分番号の記載が不十分の場合は、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合は、入札が無効となります。
- 7 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書 (代表者事項証明、全部事項証明等) のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合は、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業又は債権管理回収業を受けて事業を行っている場合、その者がその指定認可許可等を受けていることを証する書類を提出してください。また自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が指定認可等を受けて事業を行っている者である場合、その者がその指定許可等を受けている書類を提出してください。
- ※9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者 (買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。) がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類 (別紙を含む) の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万以下の罰金に処せられることがあります。

(国税徴収法第189条)